

農 業 だ よ り

農業用廃プラスチック・ビニールの回収日程について

○令和7年6月期の農業用廃プラスチック・ビニールの回収を下記の日程で行います。

回 収 日	回 収 時 間	回 収 場 所
6月17日(火)	9:00～11:00	新庄市農協 東部ライスセンター 前
	13:00～14:30	新庄市農協 仁間倉庫 前
6月18日(水)	9:00～9:50	もがみ中央農協 昭和支店 前
	10:00～10:50	もがみ中央農協 塩野米倉庫 前
6月19日(木)	9:00～11:00	もがみ中央農協 北部営農センター中央倉庫 前

※回収にかかる料金は、**78 円／kg** です。

【注意事項】

1. 粗大ごみは受け付けません。
2. 土砂や汚泥を落とし、汚れの少ない状態で搬入してください。
3. 農薬容器やひも類、苗箱の破片等を同じ袋の中に混ぜないでください。
4. 農薬容器は、農薬を全て処分し容器内を水ですすぎ、袋に入れるかひもで持ち手等の部分をくくり、ひとまとめにしてください。(ひもでくくる場合は5～6個程度が望ましいです)
5. 苗箱や肥料袋はビニールひもで束ね(袋に入れない場合)、持ち運びやすくした上で搬入してください。(麻ひも、紙ひも等では回収できません)※苗箱が10枚を超える場合は、10枚でひとくくりにしてください。
6. 袋やひもでひとまとめにする際、計量の都合上、10kg 前後の重さでひとまとめにしてください。
7. 袋に入れる場合は袋の口を縛った状態で搬入してください。
8. スムーズな処理を行うため、口座振替での料金支払いにご協力ください。

ご不明点等ございましたら、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】新庄市農林課 農業ビジネス創造係 29-5836(直通)

クマにご注意下さい！

今年も各地でクマの目撃情報が多発しています。

農作業に当たっては、クマとの不意の遭遇に十分ご注意ください。

(1) 農作業を行う際に注意すべき事項

- ・作業中にラジオなど音の出るものを携帯するなど、自分の存在をアピールすること。
- ・クマ類の出没情報に留意し、クマ類の行動が活発になる早朝、夕方の作業時には、周囲に気を付けること。
- ・森林、斜面林などのそばの農地は、クマ類の出没ルートとなりやすいので特に注意し、周囲の灌木の刈り払いなどを行うこと。
- ・頻繁にクマ類が出没する地域においては、できるだけ単独での作業は避けること。

(2) 誘引物の除去

- ・クマ類を誘引する生ゴミや野菜・果実の廃棄残さ等の適切な処理。
- ・農地では果樹園が最も被害を受けやすいところであり、収穫後の放置果実は適切に除去すること。
- ・クマ類は、収穫物収納庫に入り込んで採食することもあるため、収納庫はきちんと施錠するなど管理を徹底すること。
- ・草刈機などに使われるガソリンなどの揮発性物質も、クマ類の誘引物となるため、保管場所等に注意すること。

(農林水産省作成リーフレットより抜粋)

クマを目撃、または痕跡を発見した場合は、速やかに市農林課、または警察署へご連絡の上、近隣住民の方々へのお声掛けをお願いします。

【担当】新庄市農林課 農業ビジネス創造係 電話:0233-29-5836(直通)

農業者年金現況届をご提出ください！！

5月末頃に農業者年金基金から**受給者宛**に案内された現況届の提出期限は、**6月30日(月)**です。

対象者は**市農業委員会に必ず提出してください。**

現況届を提出しないと、農業者年金が差止めになってしまいます。ご注意ください。

経営移譲年金等を受給されている方へ

経営移譲年金又は特例付加年金を受給中の方が提出する現況届には右のような記入欄があります。全ての質問に回答して提出して下さい。回答に一つでも「はい」があると支給停止の可能性あります。不明な場合は提出時に農業委員会の窓口にご確認ください。

※ 1について農作業の手伝いは支給停止になりません。

※ 3について担い手や農地中間管理機構に貸しても支給停止になりません。不明な場合はお尋ねください。

1. 支給停止事由等に該当していないことの自己チェック

あなたご自身について、以下の1～6の項目の全てに「はい」又は「いいえ」のいずれかに必ず○を付けてください		
1	あなたご自身が農業を営んでいますか	はい ・ ☐ いいえ
2	あなたご自身が農業を営む法人の構成員になっていますか	はい ・ ☐ いいえ
3	後継者に貸している農地等又は特定農業用施設の返還を受けたり、売却・転用・貸付け等をしたか	はい ・ ☐ いいえ
4	あなた名義で農業所得の納税申告をしましたか	はい ・ ☐ いいえ
5	あなた名義で経営所得安定対策等交付金を申請しましたか	はい ・ ☐ いいえ
6	あなた名義で農業共済(NOSAI)に加入しましたか	はい ・ ☐ いいえ

お問い合わせ先 新庄市農業委員会事務局 TEL:29-5839

令和7年度「食品加工支援ラボ加工技術研修会」開催のご案内

1. 目的
農業者や食品製造事業者等による県産農産物を活用した新たな加工品開発の促進及び 6 次産業化を担う人材を育成すること。

2. 日時・内容

No	開催日時	テーマ・内容	受付期間
1	7/15(火) 13:30～16:00	～アイスクリーム類・氷菓製造の基礎～ 【講義】食品加工施設の開設について アイスクリームの製造方法、商品開発のポイント 【実習】さくらんぼ、さつまいも等を使用した アイスクリームの製造	5/15～7/8
2	8/19(火) 13:30～16:00	～焼き菓子等に活用できる耐熱ゼリーの製造～ 【講義】耐熱性のあるゲル化剤使用のポイント 加工品製造の委託・受託に取り組む際のポイント 【実習】桃、西洋なしを使った耐熱ゼリーの製造	6/19 ～ 8/12
3	9/9(火) 13:30～16:00	～耐熱ゼリー・セミドライ果実を使った焼き菓子～ 【講義】セミドライさくらんぼ・大粒ぶどう製造方法 菓子加工に関する基礎知識 【実習】第2回研修会で製造した耐熱ゼリー、セミドライ 大粒ぶどうを使った焼き菓子の製造	7/9 ～ 9/2
4	10/28(火) 13:30～16:00	～米粉パンの製造の基礎～ 【講義】高配合(8割)米粉パンの品質向上技術 米粉に関する基礎知識、パン製造への応用 【実習】セミドライ果実を使った米粉パンの製造	8/28 ～ 10/22
5	12/2(火) 13:30～16:00	～加工原料の保存方法、清涼飲料の製造方法～ 【講義】ぶどう果汁の酒石析出の特徴 清涼飲料水製造の基礎 加工用途に合わせた原料の保存方法について 【実習】ぶどう果汁を使ったスパウト付き パウチゼリー飲料の製造	10/2 ～ 11/25

※定 員:各研修 12名（申込み多数の場合は参加人数・日程を調整）

3. 会 場 農業総合研究センター食品加工支援ラボ(〒990-2372 山形市みのりが丘 6060-27)
4. 参加費 無料
5. 対 象 県産農産物を活用し、商品開発を希望する県内の農業者
食品製造事業者、食品関係事業者・団体、関係機関 等
6. 講 師 農業総合研究センター食品加工開発部職員
7. 持ち物 食品加工場専用作業衣(または白衣等)、マスク、筆記用具、飲み物、靴下着用必須

8. 申込み 参加申込書に記入し、受付期間内に FAX・メールでお申し込みください。
または下記の申込フォームをご利用ください。
受付確認後、7 日程度で参加確認書を送付します。

研修会 No.	1	2	3	4	5
申込フォーム URL					

9. その他
発熱、咳、腹痛、下痢等の症状がある場合は研修会の参加を控えていただきますようお願いいたします。また、都合により開催内容に変更が生じる場合がありますのでご了承ください。

お問い合わせ先 山形県農業総合研究センター食品加工開発部
電 話:023-647-3517(食品加工技術相談窓口)
F A X:023-647-3525
M A I L:syokusoudan@pref.yamagata.jp

農地パトロール実施のお知らせ

新庄市農業委員会では、遊休農地の解消と発生防止を図るため、毎年7～8月に『農地パトロール』を実施しておりますが、遊休農地と判断される土地の所有者の方に、営農再開や草刈り等の管理をしていただくようお願いしています。調査員が伺った際は、ご協力をお願いします。

また、農地パトロールの結果に基づき、遊休農地の所有者の方に『遊休農地に係る利用意向調査』が送付される場合があります。これは、遊休農地の利用について所有者の方の意向をお尋ねするもので、農地法に定められた調査です。併せてご協力をお願いします。

遊休農地は、雑草や害虫の発生で周辺に迷惑となるばかりでなく、不法投棄を招く恐れもあります。ご高齢の方など、自らの管理が難しい方は、農地中間管理機構への貸し付けもご検討いただけます。

【お問い合わせ先】 農業委員会事務局 Tel0233-29-5839

令和 6 年7月豪雨災害による新庄市小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金の
申請書手続き期限のおしらせ

新庄市では、令和 6 年 7 月 7 日からの大雨等に起因して発生した農地災害等に対し、小規模な被害復旧に対する支援として新庄市小規模農地等災害緊急復旧事業費補助金を交付しております。

補助金の実績報告書の提出期限は、6月30日となっておりますのでお忘れないようお願いします。

※補助対象となる復旧工事は、原形復旧です。機能を向上するような復旧工事は補助対象外です。
※令和 6 年 7 月豪雨災害に起因した災害のみ対象となります

令和7年1月からの大雪被害に対する支援について

本市では、令和7年1月からの大雪により倒壊・破損したパイプハウス等や融雪剤の購入費の補助事業を実施し、農産物の生産の維持確保を図ります。

1. 交付対象者

- ・農業協同組合
- ・法人
- ・3戸以上の農業者により組織された団体
- ・農業者

(経営面積が30アール以上又は1年間の販売額が50万円以上かつ生産調整に協力している者)

2. 補助事業

(1) 農業用施設等復旧事業

◇補助対象経費:パイプハウス等の復旧のための資材の購入等に要する経費

◇補助金額:下記のいずれか低い額

①補助対象経費の2分の1

②基準額に対象面積を乗じて得た額

基準額 (10aあたり)
1,856,000 円

(2) 融雪剤購入事業

◇補助対象経費:令和7年2月14日以降に散布された融雪剤の購入に要する経費

◇補助金額:下記のいずれか低い額

①補助対象経費の3分の1

②基準額に散布面積を乗じて得た額

◇対象農地:水稻育苗予定地、野菜畑、果樹園地等

項目	基準額 (10aあたり)
1.炭の粉	494 円
2.てんろ石灰	907 円

(てんろ石灰以外は1に該当する。)

3. 交付手続きの流れ

(1) 農業用施設復旧事業

<1> 交付申請(①交付申請書 ②事業計画書・収支予算書 ③位置図 ④被害写真 ⑤見積書)

<2> 完成報告(①完了届 ②完成写真 ③発注書 ④納品書)

<3> 市検査

<4> 実績報告(①実績報告書 ②実績成績書・収支精算書 ③完成写真 ④領収書 ⑤共済加入証)

<5> 請求(①請求書 ②通帳の写し)※実績報告と同時に提出してください。

<6> 補助金の交付※概算払(前払い)が必要な場合は相談してください。

(2) 融雪剤購入事業

<1> 交付申請(①交付申請書 ②事業計画書・収支予算書 ③位置図 ④融雪剤の種類・数量・単価、対象農地の種類(作物)・面積等の一覧)

※提出時、営農計画書(細目書)で確認させていただきます。

<2> 完了報告(①完了届 ②納品書)

<3> 市検査※書類検査

<4> 実績報告(①実績報告書 ②実績成績書・収支精算書 ③領収書 ④作業日誌等)

<5> 請求(①請求書 ②通帳の写し)※実績報告と同時に提出してください。

<6> 補助金の交付※概算払(前払い)は行いません。

4. 交付申請の受付期間

令和7年6月2日(月)～令和7年6月30日(月)

申請・お問い合わせ先
新庄市農林課 農業ビジネス創造係
TEL:0233-29-5836

環境保全型農業直接支払交付金について

化学肥料・化学合成農薬を県の慣行レベルから原則5割以上低減する取り組みと合わせて行う、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援します。

1 支援要件(原則、全て満たす必要があります)

- ・複数の農業者で構成される任意組織であること(規約・組織の口座が必要)
- ・主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ・第三者機関による特別栽培農産物認証を受けていること
- ・環境負荷低減のチェックシートの各取組にチェックしていること
- ・環境保全型農業の取組を広げる活動(技術向上や理解促進に係る活動など)に取り組むこと
- ・新庄市内の農地で、かつ農業振興地域内の農地であること
- ・農業再生協議会が定める「生産の目安」を達成していること

2 支援の対象となる取組と交付単価

対象取組			単価/10a
全 国 共 通 取 組	有機農業	そば等雑穀、飼料作物以外	14,000 円
		このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合に限り 2,000 円を加算。 ※土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、緑肥の施用又は炭の投入のいずれかを実施すること。施用量や播種量に決まりがあります。	
		新たに有機農業(そば等雑穀、飼料作物以外)を開始する同一団体内の農業者に対して、指導等を行った場合、新規取組面積に対して 4,000 円を加算。(指導を受ける農業者につき1回、初年度のみ交付)	
		そば等雑穀、飼料作物	3,000 円
	堆肥の施用	<水 稲> 0.5トン以上	3,600円
		<水稻以外> 1.0トン以上	
	緑肥の施用(カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培)		5,000円
	総合防除 (IPM)	そば等雑穀、飼料作物以外	4,000 円
		そば等雑穀、飼料作物	2,000 円
	炭の投入		5,000 円

※同一ほ場での交付金併用はできませんので、いずれかをお選びください。

※本交付金と、(同じ取組内容でもらう)別の国交付金や補助金と併用はできません。

※予算の範囲内での交付となりますので、全国の申請状況により上記単価から減額されることがあります。

※本交付金は、主作物の収穫と対象活動の実施の両方が終了した年度に交付されるため、年度をまたぐ取組の場合は、営農計画を提出した翌年度に交付金を受け取ることになります。なお、交付単価は交付金が交付される年度の単価になります。

(注)R6年度から R7年度に年度をまたぐ堆肥の施用の取組交付単価

<水 稲> 概ね0.5トン/10a以上施用(堆肥の現物窒素含有率0.8%以上):1,800円/10a

概ね1.0トン/10a以上施用(堆肥の現物窒素含有率0.8%未満):3,600円/10a

<水稻以外> 概ね1.5トン/10a以上施用:3,600円/10a

3 その他

※取り組みを予定される方は令和7年6月20日まで下記担当へご相談ください。ご不明点につきましては、以下までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】新庄市農林課 農業ビジネス創造係 29-5836(直通)